

ベリリウム及びその化合物の管理濃度等の改正経緯について

1 平成23年度管理濃度等検討会報告書（平成24年5月）（抜粋）

⑤ベリリウム及びその化合物

【検討概要】

日本産業衛生学会の許容濃度は、 0.002 mg/m^3 を1963年に勧告しているのに対し、ACGIHは新たな知見を考慮に入れて、2009年にベリリウムとして 0.00005 mg/m^3 （インハラブル粒子として）を勧告している。ACGIHの勧告値を考慮しつつも、ベリリウム及びその化合物を製造又は取り扱う事業場の工学的対策の現状や今後の実現可能性を踏まえると、現時点では、作業環境管理の指標としての管理濃度は 0.001 mg/m^3 とすることが適当である。

国内の製造又は取り扱う事業場は限られているが、ACGIHの勧告値と感作性を考慮し、ばく露をできる限り低くする必要がある。

具体的には、国内で製造又は取り扱う事業場のうち、ベリリウムの飛散が考えられるベリリウム合金の溶解や溶接の作業においては、作業管理として電動ファン付き呼吸用保護具の使用、皮膚の露出を防ぐ作業着の着用を指導することとし、健康管理として労働者の感作性に十分配慮するよう指導することが必要である。

【管理濃度改正案】

0.001 mg/m^3

2 「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成25年3月5日付け基発0305第1号）（抜粋）

第3 その他

ベリリウム及びその化合物について、作業環境管理に係る技術水準も踏まえ、管理濃度の値を 0.001 mg/m^3 に引き下げた。

一方、ベリリウムの感作性による労働者への健康影響に十分留意することが必要であることから、ばく露の可能性の高いベリリウム合金の溶解や溶接の作業を行う事業場においては、出来る限りベリリウムのばく露量を抑えるため、ベリリウムの濃度等を踏まえ、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具、皮膚の露出を防ぐ保護衣等の有効な保護具を着用させるとともに、ベリリウムの感作性による労働者への健康影響を定期的に確認させるよう指導すること。